

大田区家族介護者支援ホームヘルプサービスご利用の案内 ～在宅で介護をしている家族を応援します！～

- 対象者** 次の要件すべてに該当する方
- ① 大田区に住民票があり、現に居住している方
 - ② 要介護4または5の認定を受けている方
 - ③ 家族により居宅で介護を受けている方



- サービス内容**
- 利用できるサービス（一例）
排泄、食事や服薬介助、入浴や清拭、通院時の介助・付添い、見守り、話し相手、掃除、洗濯、調理配膳、片付け、買い物
 - × 利用いただけないサービス
庭の手入れ、ペットの世話、家具の移動、家電の修理など
日常行われる家事の範囲を超える行為

※利用できるサービス内容と介護保険制度でのサービス内容の違いは、以下のとおりです。

- ・ 病院内での介助（待ち時間における付き添い等）にもご利用いただけます。
- ・ 介護保険では認められていない、外出同行、介助を伴わない見守り、話し相手のみの支援にもご利用いただけます。
- ・ 同居家族が在宅していても利用いただけます。
- ・ 対象者以外へのサービス（洗濯や調理等）でも、対象者の生活援助と同時に無理なく行える範囲であればご利用いただけます。
- ・ 対象者がデイサービス利用時や、一時的な入院等で不在の時はご利用できません。

【利用時間帯】 午前8時から午後8時まで

【利用時間数】 1回につき1時間単位（12時間まで連続利用可能）。
年間24時間以内

【利用料金】 利用時間に応じて、以下の料金をお支払いください。

1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間
400円	650円	850円	1,000円	1,150円	1,300円	1,450円	1,600円

※午後6時以降に開始したサービスは上記金額に1時間100円、2時間200円加算となります。
 ※8時間を超える利用の場合は、8時間の料金とそれを超える利用時間との2つの組み合わせになります。（例：10時間利用の場合。8時間1,600円＋2時間650円の合計2,250円）
 ※上記金額は区が9割負担し、利用者の方が負担する1割分の金額になっています。
 生活保護等受給中の方は負担はありません。

【利用券】

- ① 1時間単位の利用券を24枚発行しますので、住所・氏名・生年月日・利用者負担に誤りがないかご確認ください。
- ② 利用の際は、利用券に記載した日付と枚数を確認の上、確認印を押印ください。
- ③ 利用券を紛失された場合は、問合せ先までご相談ください。

（裏面もご覧ください）

【利用方法】

ご利用には、サービス事業者との契約が必要となります。手続きは以下のとおりです。

1 事業者を選択

- ・利用したい事業者が「大田区家族介護者支援ホームヘルプサービス事業」実施に関する協定を区と結んでいるかを確認してください。
- ・事業者が区と協定を結んでいるか分からない場合には、下記問合せ先にご相談ください。※新たな協定締結の手続きには2週間程度かかります。
- ・本事業の内容は、ケアマネージャーにもお知らせしています。

2 事業者と契約

- ・事業者へ利用したい日時、内容を連絡し、キャンセルの方法や事故時の対応を含めて、サービス内容を確認のうえ契約してください。

3 サービス利用

- ・事業者へ利用券と委任状を提出し、利用料金を支払ってください。（生活保護等受給中の方は、利用料金はかかりません。）
- ・キャンセルや日時の変更は、事業者へ直接ご連絡ください。
- ・利用券と委任状（※）に印鑑が必要となります。朱肉を使用する印鑑をご用意ください。

※ 委任状はこの事業に要する費用（9割または全額）を区から事業者へ直接支払うために必要となります。用紙は事業者が用意します。

【変更の申請】

- ① この事業を利用した後に、生活保護等を受給することになった場合は利用者負担額が変わり利用券の内容も変わります。下記問合せまたは管轄する地域包括支援センターにて変更の申請をしてください。利用変更通知書と利用者負担「なし」の利用券を新たにお送りいたします。
- ② 区内で住所を変更した場合は、問合せ先に連絡をお願いします。

【辞退の届出】

利用者が次のいずれかに該当したときは、このサービスの利用ができなくなりますので、速やかに辞退届を提出ください。

- ① 大田区外に転出したとき。
- ② 介護保険施設（有料老人ホーム等）に入所し、居宅で介護を受けなくなったとき。
- ③ 家族による介護を受けなくなったとき。

【その他】

- ① 利用券は、要介護状態区分が3以下になった場合も、有効期限内に限り使用できます。
- ② 一度利用決定を受けた方は、毎年4月1日時点において資格要件を満たしていれば次年度以降も引き続き利用券を交付しますので、更新申請は必要ありません。ただし、利用券の使用が2年間ない場合は、利用資格を廃止します。

○申請先 各地域包括支援センター

○問合せ先 各地域包括支援センター

大森地域福祉課 ☎5764-0658

調布地域福祉課

☎3726-6031

蒲田地域福祉課 ☎5713-1508

糎谷・羽田地域福祉課

☎3741-6525